

P T A 等共済法だより

第39号
2016/4/30発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課P T A等共済室
(編集：吉谷 正)

■新年度がスタートしました！

平成28年度がスタートしました。これまで全国で26団体がP T A等共済法に基づく共済事業の認可を受け、実施しています。今年度からスタートする団体はありませんが、平成29年度からの事業開始に向けて準備を進めている団体があります。都道府県教育委員会の共済担当の皆さまや共済団体の事務局長や担当者の皆さまからも異動や交代等の連絡が届いております。P T A等共済室では、共済制度の安定的な維持・運営のため、引き続き都道府県教育委員会及び団体の皆様の支援に努めているところであります。本誌は、文部科学省—教育委員会—共済団体を繋ぐ、顔の見える情報共有ツールです。タイムリーな情報提供に努めていきたいと思っておりますので、本誌を是非御活用いただければと思います。

【新年度に入り必要な届出等】

□責任準備金等の積立（規則第24条、第25条、第26条関係）

共済団体は、毎年度末に責任準備金、支払備金、準備金の積立が必要になります。平成28年度が認可後4事業年度目にあたる共済団体では、既発生未報告支払備金の計算方法も告示によることとなりますので注意が必要です。

□業務報告書（規則第28条、第29条関係）

共済団体は、事業年度の終了後三月以内に業務報告書を作成し、行政庁に提出する必要があります。純資産が1億円を超える団体については、公認会計士又は監査法人の監査（規則第31条）が必要です。

□その他諸届出（規則第39条）

共済団体が法人移行等に伴い定款を変更したとき、理事、監事、又は評議員の就任又は退任があったときは、届出が必要な場合があります。事由発生後、遅滞なく行政宛届出を行ってください。



■共済法基礎講座（第1回） **New!**

文科省研修の参加者もほとんどが認可団体となり、研修内容も基礎的なものからより実践的な内容に変化しております。今年度は、共済法に関連する事項について、改めて基礎的な内容から説明をしていきたいと考えています。

第1回は、年度末に積立が義務付けられている各種準備金について取り上げます。年度末（決算）を経過し、共済団体は共済法に基づき、安全普及啓発活動の届や責任準備金をはじめとする各種準備金等積立をする時期です。

準備金等を積立てを義務付けているのは、被共済者に対し共済金を支払う責任を確実に果たすため、共済団体がその支払いに必要な資金を確保させるためのものです。再度各準備金の積立て目的や算出方法等について振り返ってみましょう。

特に既発生未報告支払備金の算出方法は、事業年度によって替わります。3事業年度目までは、共済規程で定めることとし、4事業年度目からは、文部科学省告示第175号（平成22年12月27日）によるものとされていますので、注意が必要です。

なお、これらの積立ては、P T A等共済法特有のものではなく、保険業や他の制度共済においても同様に取扱いがあります。

区分	積立ての目的	算出方法	備考
準備金（法13）	共済事業における損失のてん補に充てる	剰余金の1/5以上（規則第24条第1項） 定款記載の目標額に達するまで積み立てる。	一般企業の資本金に相当する。 取崩しは最終的な手段と考える。
責任準備金	未経過共済掛金（規則25-1-1）	事業年度と共済年度が異なる場合、 未経過の共済期間分の共済掛金を月割り計算 等する。	事業期間と共済期間が相違する場合のみ考慮が必要。
	異常危険準備金（規則25-1-2）	共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、 将来発生が見込まれる危険に備える	大規模災害や災害件数が予定より多い時の支払財源として積み立てる。
支払備金	普通支払備金（規則27-1-1）	年度末までに共済金支払請求書が届いているが審査や支払サイクル等から未払いのもの。 請求額等の金額を合算 する。	通常の支払サイクルや経理処理上、事務手続き上の理由から、年度末に未払になる共済金。
	既発生未報告（I B N R）支払備金（規則27-1-2）	未だ請求を受けていない、事故報告を受けていない災害に関して、 翌年以降の共済金支払見込み を算定し、翌年以降の支払に備える	共済期間（年度）を超えてから支払請求されるものの財源として積み立てる。

■おしらせ

・今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。

・3月11日付け事務連絡において、各都道府県教育委員会宛に「P T A等共済法に基づく共済事業の認可申請に関する意向調査について」を依頼しています。本調査は、平成28年4月1日（来年度）現在の共済事業の担当者や認可申請等の意向をお聞きするものです。異動等がある場合は、新しい担当者の方へ引き継ぎをよろしくお願いいたします。

・平成28年度第1回のP T A等共済法研修会は、自治体向け6月2日（木）13時～17時、団体向け6月3日（金）13時～17時の予定です。研修参加希望の方は、5月13日（金）までに御申込書を提出下さい。また、研修内容についての御要望もお待ちしております。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：5月31日＞

■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ New!

一般社団法人埼玉県PTA安全互助会

～ 森屋事務局長に聞きました！



研修会で発表する森屋事務局長

6年目となりましたが、共済事業に携わってみていかがですか。

埼玉県PTA安全互助会は、平成23年度から共済事業を開始しました。まだ、文科省では細則も決まっていない段階でのスタートでした。

新しい法律の中での共済事業は、任意団体の時の共済事業とはかなり異なっていました。

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

法律に基づく事業であるため、法を守るという姿勢が重要であると考えています。

これまでの研修会でもコンプライアンスや不祥事例の討議等、大変有意義なものとなりましたし、情報交換の場にもなりました。

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

PTAという団体は、役員の任期も短く『不連続の連続』といわれておりますが、共済事業を存続していくためにも、役職員が少しでも長く意識的に関わっていただきたいですし、文科省も、これまでと同様に丁寧なご指導をしていただけることを切に願っております。

貴会の課題等がありましたら、教えて下さい。

当会は、早期に認可を取ってしまった為に、その後のいろいろな情報が得られない状況下にあっただけではなく、いくつかの県から共済事業立ち上げに伴う様々な質問が寄せられてもおりました。文科省の吉谷係長に、当会の現状と当会に寄せられた質問内容をお伝えしたところ、文科省主催の研修会を開催していただけることとなりました。今では、その研修会も共済事業をこれから始めようとする団体から、事業を開始している団体の方々に参加され、それぞれに必要な内容を多岐にわたり教えていただいておりますことを、心強く感じております。

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会

～ 鎌田英己次長に聞きました！

共済事業の業務の中で、特に心掛けていることはありますか。

学校の担当者（養護教諭）の力量等によって、保護者に不利益が生じないようにする必要があります。養護教諭を直接指導できる立場にないため、保護者へ直接共済事業を広報することを心掛けています。ここ数年の給付件数の急激な伸びも無関係ではないと考えています。

貴会や貴会の共済事業で特長なことや自慢できることについてお聞かせ下さい。

4年事業年度からの既発生未報告支払備金について、事前に、過去のデータ分析システムを構築してあったため、あまり苦労することなく共済監査も無事終わりました。これから4年を迎える県で困っておられる場合は、ぜひ静岡においでください。システムを無償で差し上げます。

「隣の芝生は青い」と感じることはありますか。

共済事業は、養護教諭（学校）にとって公務ではないということで、養護教諭に直接共済事業を説明する機会を作ってもらうことができません。他県では、安全振興会が説明会を開催しているところもあるようですが、本県では養護教諭の服務、旅費の問題など簡単ではありません。



前列左から 滝井徹前事務局長（現全国高P連静岡大会事務局長）遠藤新事務局長）、鎌田次長
後列左から、沼野さん、西村さん

共済室に臨むことやしてほしいことはありますか。

本県では平成28年度新規事業として、児童生徒等の健康・安全に関する研修会等支援事業を実施します。これは、災害の未然防止に焦点を絞った研修会・講演会の講師謝金を助成するもので、該当する研修会等の積極的開催を促すものです。つきましては、学校での怪我の未然防止対策を研究している大学の教授等の情報を収集していただけるとありがたい。講師のデータベースができれば全国で活用されると思います。

PTA等共済室

- 4月11日（月）一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会（渡辺室長、吉谷、鈴木連携支援係長）
- 4月15日（金）公益社団法人全国子ども会連合会新人事務担当者研修（吉谷）
- 4月19日（火）～20日（水）三重県PTA安全互助会法人化・共済事業認可に関する準備委員会

■平成28年第2回PTA等共済法研修会開催のお知らせ

平成28年4月19日付け事務連絡において、標記研修会の開催通知を発信させていただきました。

6/2(木)自治体向け研修・・・13:00～17:00

6/3(金)団体向け研修・・・13:00～17:00

申込締め切りは、5月13日（金）となっております。多くの自治体・団体ともに異動等によって新しい担当に代わっているようです。是非この機会を活用し、PTA等共済法の理解を深めていただければと思います。

■ 編集後記

4/14, 16の熊本を震源とする地震では、多くの方々が被災しました。地震によって亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げます。また、負傷された方、避難されている方に、心からお見舞いを申し上げます。震源に近いところでは、住宅の損壊の程度も甚大で、多くの方が避難所での生活となっているようです。1日も早く普通の生活に戻ることができるように祈っております。

さて、通勤電車の車窓から見える川沿いの桜も新緑鮮やかになり、今はハナミズキが綺麗に咲いています。いよいよ新年度のスタートとなりました。各共済団体では、共済加入の手続き、決算処理や総会の向けての準備で忙しいものと思います。決算処理については、いくつかの団体から御相談の電話やメールもいただきました。経理処理や決算書を作成するというのは、特殊で難しいものではありませんが、稀に自力で決算書を作成している事務局長さんもおられます。相談を受ける側としては、改めて学生時代に簿記・会計をやった良かったと実感できます。経理ソフトで何とかかなるところもありますが、共済団体の事務局としては是非身につけておいていただきたいスキルでもあります。新年度のスタートにいかがでしょうか。支援します。（PTA等共済室：吉谷）